

兵庫県公報

令和元年6月11日 火曜日 第13号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和2年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	12
公 告	
○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）	12
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 入札公告（県立工業技術センター）	18
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	20
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	21
警察本部公告	
○ 入札公告	23
○ 同 上	25
○ 同 上	28
○ 同 上	30
○ 落札者等の公示	32
○ 同 上	32
○ 同 上	33
正 誤	
○ 平成29年12月15日付け兵庫県公報第2961号中	33
○ 平成30年8月7日付け兵庫県公報第3026号中	33

告 示

兵庫県告示第120号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和2年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修業 年限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 20人 程度	1年	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第21条各号のいずれかに 該当する女子(本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。)	第1次試験 令和2年1月14日(火) 午前9時50分から	学科試験 基礎看護学・小児 看護学・母性看護学
				第2次試験 令和2年1月15日(水) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接(第1次試験 合格者に限る。)
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 24人 程度	3年	准看護師として3年以 上業務に従事している者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)又は学校教育法(昭 和22年法律第26号)第90 条第1項の規定に該当す る(本学院入学時におい て該当する見込みの者を 含む。)准看護師(本学院 入学時において当該免許 を取得している見込みの 者を含む。)	学科試験 令和2年1月16日(木) 午前9時50分から 面接 令和2年1月17日(金) 午前9時30分から	1 学科試験 (1) 専門基礎科目・ 専門科目(准看護 師試験に準ずる。 看護実践に必要な 数学を含む。) (2) 国語(近代以降 の文章) 2 面接
	社会人 16人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 准看護師として県内 の施設で3年以上業務 に従事している者(本 学院入学時において該 当する見込みの者を含 む。) 2 本学院卒業後、県内 に勤務する予定の者 3 令和2年4月1日現 在で23歳以上である者	学科試験 令和2年1月16日(木) 午前9時50分から 面接 令和2年1月17日(金) 午前9時30分から	1 学科試験 専門基礎科目・専 門科目(准看護師試 験に準ずる。看護実 践に必要な数学を含 む。) 2 面接
歯科衛生 学科	推薦 20人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は 中等教育学校を令和2 年3月卒業見込みで当 該学校長が推薦した者 2 調査書の学習成績概 評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず 本学院に入学し、卒業 後、県内に勤務する予 定の者	学科試験 令和元年11月12日(火) 午前9時45分から 面接 令和元年11月13日(水) 午前9時から	1 学科試験 国語(近代以降の 文章) 2 面接

一般 20人 程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含む。)	第1次試験 令和2年1月14日(火) 午前9時50分から	学科試験 (1) 国語(近代以降の 文章) (2) 英語
			第2次試験 令和2年1月15日(水) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格 者に限る。)

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において、令和元年7月1日(月)から同年12月19日(木)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	令和元年12月2日(月)から同月19日(木)まで
看護学科2年課程(定時制)	一般	令和元年12月2日(月)から同月19日(木)まで
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	令和元年10月28日(月)から同年11月1日(金)まで
	一般	令和元年12月2日(月)から同月19日(木)まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円(定額小為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話(078)733-6611(代表)



兵庫県告示第121号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 調査を行った者の名称

姫路市

(2) 調査を行った期間

平成27年7月から平成30年2月まで

(3) 成果の名称

姫路市大字安富町朽原の一部(第5地区)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

姫路市安富町朽原の一部

(5) 認証年月日

令和元年5月28日

2 (1) 調査を行った者の名称

- 西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
西脇市黒田庄町黒田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市黒田庄町黒田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成28年7月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
西脇市落方町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市落方町の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成27年10月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町上新庄の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町上新庄の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙16）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成28年7月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆慶野の一部（松帆慶野2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆慶野の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 7 (1) 調査を行った者の名称

- 南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成28年9月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀の一部（阿那賀5）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成26年8月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町林田・猪名川町グリーンランドの各一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
猪名川町林田・猪名川町グリーンランドの各一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（加美区三谷（山林））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町加美区三谷
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 10 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（中区天田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町中区天田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日
- 11 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間
平成18年7月から平成20年3月まで
- (3) 成果の名称
市川町（下牛尾の一部）
- (4) 調査を行った地域
市川町下牛尾の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月28日

~~~~~

**兵庫県告示第122号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称    | 認可年月日      |
|-------------|------------|
| 神戸市小寺土地改良区  | 平成31年4月15日 |
| 小野市三井堰土地改良区 | 同 月26日     |
| 神戸市深谷土地改良区  | 令和元年5月9日   |
| 神戸市岩岡土地改良区  | 同 月16日     |
| 別所土地改良区     | 同 月17日     |
| 加古川西土地改良区   | 同 月20日     |
| 西和田土地改良区    | 同 上        |



**兵庫県告示第123号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を令和元年5月23日に次のとおり認可した。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者  
 名称 揖保川漁業協同組合  
 所在地 兵庫県宍粟市山崎町五十波1013
- 2 認可年月日  
 令和元年5月23日
- 3 漁業権番号  
 内共第7号
- 4 認可に係る変更の内容  
 第3条第3項の表を次のように改める。

|   | 区 域                                    |
|---|----------------------------------------|
| 1 | 波賀町安積発電所取水口より上流、上野発電所にある橋まで            |
| 2 | 波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約1,000mの「今市井堰」までの区域 |
| 3 | 一宮町杉田にある杉田橋より上流、波賀町日見谷にある井堰の標柱までの区域    |
| 4 | 一宮町百千家満 砂出河原井堰から下流、約450mのホケ淵にある標柱までの区域 |
| 5 | 一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域      |
| 6 | 一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域     |
| 7 | 一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域              |
| 8 | 一宮町、パチンコー宮会館裏にある標柱から曲里井堰（三方川）の標柱までの区域  |

|    |                                                    |
|----|----------------------------------------------------|
| 9  | 一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域                     |
| 10 | 一宮町閨賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコ一宮会館上流にある標柱までの区域 |
| 11 | 一宮町西安積、引原川中安積階段下流側にある標柱から上流西安積堰堤までの区域              |
| 12 | 一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域                         |
| 13 | 山崎町木ノ谷のドライブインナガサワ裏の井堰より下流、山崎町与位の洞門にある標柱までの区域       |
| 14 | 山崎町川戸と新宮町香山にある盗人岩の上下にある標柱までの区域                     |
| 15 | 山崎町さつき大橋上流の標柱から上流西五十波バス停の標柱までの区域                   |
| 16 | 山崎町カラト アラ湯井堰から下流、宍粟橋までの区域                          |
| 17 | 山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域                         |
| 18 | 山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域                    |
| 19 | 山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域                  |
| 20 | 山崎町生谷の生谷温泉裏の井堰から揖保川本流の合流点までの区域                     |
| 21 | 新宮町香山笹野井堰（通称、藪下）から下流下宇原樋門にある標柱までの区域                |
| 22 | 新宮町下野の下野橋（新香橋）標柱より下流500mにある標柱までの区域                 |
| 23 | 新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約300mの点にある標柱までの区域                  |
| 24 | 新宮町髯崎の髯崎橋上流にある井堰下流の標柱から下流島田の排水口にある標柱までの区域          |
| 25 | たつの市の龍野新大橋にある標柱から上流にある標柱までの区域                      |
| 26 | 龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域                        |
| 27 | 龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約350mの龍野観光駐車場の前にある標柱までの区域      |
| 28 | 姫路市安富町安志、中国道上流井堰より下流、安志大橋までの区域                     |

第4条第1項の表を次のとおり改める。

| 魚 種                                                                | 期 間                               |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| あゆ                                                                 | 5月26日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 |
| こい、ふな、うなぎ、<br>おいかわ、うぐい、わ<br>かさぎ、すじえび、ぬ<br>まえび、てながえび、<br>すっぽん、よしのぼり | 1月1日から12月31日まで                    |

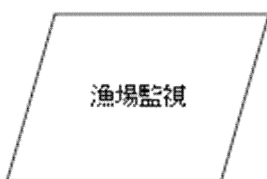
|                         |                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 溪流魚<br>あまご、にじます、い<br>わな | 3月1日から8月31日まで                                                   |
| もくずがに                   | 餌付けかご 10月1日から3月31日まで<br>但し、第3条第3項に定める区域においては、11月1日<br>から3月31日まで |

第10条第2項を次のように改める。

- 2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する別記様式第3号の腕章をつけるものとする。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号



- 5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日認可の日から施行する。



**兵庫県告示第124号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 株式会社カネカ高砂工業所  
 高砂市高砂町宮前町1番8号  
 高砂工業所長 落合計夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 株式会社カネカ高砂工業所  
 高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項



|                                                  |                                                |                      |         |                        |         |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------|---------|------------------------|---------|
| 種                                                | 類                                              | 30号ハ 遠心分離機           |         | 30号ニ ろ過施設              |         |
| 能                                                | 力                                              | 250m <sup>3</sup> /時 |         | 500L/m <sup>2</sup> ・時 |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                                                | 許可後                  |         | 同 左                    |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                                                | 着手後9箇月               |         | 同 左                    |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                                                | 完成後                  |         | 同 左                    |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                                                | 24時間連続               |         | 同 左                    |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                                                | なし                   |         | 同 左                    |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                                            | 通常                   | 最大      | 通常                     | 最大      |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)                              | 5.5~8.5              | 5.5~8.5 | 6~8                    | 5.5~8.5 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                        | —                    | —       | —                      | —       |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                          | 2,636                | 2,750   | 150                    | 196,670 |
|                                                  | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)                              | 48                   | 60      | 1                      | 100     |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)                             | 496                  | 510     | 13                     | 13      |
|                                                  | リン含有量<br>(単位 mg/L)                             | 77                   | 85      | 2                      | 4       |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 301                  | 350     | 0.1                    | 0.1     |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                   | 5                    | 6       | 1                      | 80      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                                | 333                  | 333     | 168                    | 168     |

備考 既設特定施設を廃止するとともに、使用方法を変更するため、排出水の量及び汚濁負荷量に変更はない。

| 64の2号口 ろ過施設<br>(No. 1、No. 2) |         |
|------------------------------|---------|
| 9,000m <sup>3</sup> /日・基     |         |
| 同 左                          |         |
| 着手後7箇月                       |         |
| 同 左                          |         |
| 同 左                          |         |
| 同 左                          |         |
| 通常                           | 最大      |
| 6.3～6.8                      | 5.8～8.6 |
| —                            | —       |
| 10                           | 20      |
| 100                          | 200     |
| 5以下                          | 5       |
| 1以下                          | 1       |
| —                            | —       |
| 1以下                          | 1       |
| 200                          | 300     |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年6月11日から同年7月2日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第125号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年3月22日から令和元年8月30日まで
- 3 作業地域  
豊岡市但東町中山地内



**兵庫県告示第126号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和元年5月27日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
豊岡市栴江地内



**兵庫県告示第127号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（TS等現地測量）
- 2 作業期間  
令和元年6月3日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園口四丁目地内



**兵庫県告示第128号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 第H30北播位置<br>0006号 | 1.5.28           | 小野市天神町字大歳ノ上1115番1 | 4.50~4.51    | 49.47        |



**兵庫県告示第129号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                           | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第H30中播位置<br>0014号 | 1.5.28           | 神崎郡福崎町西田原字村西1186番4の一部、<br>1194番11、1186番4地先水路 | 5.00         | 34.98        |

**公 告**

**税務職員身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 種類    | 番号      | 交付年月日     | 紛失年月日     |
|-------|---------|-----------|-----------|
| 徴税吏員証 | 第98032号 | 平成17年4月1日 | 平成31年4月1日 |



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

桜ヶ丘(1) I (101020029) の項中別図29、篠原台(1) I (101020044) の項中別図44、篠原台(3) I (101020046) の項中別図46、長峰台(1) I (101020053) の項中別図53、長峰台 I (101020090) の項中別図90、六甲山(1) II (101020093) の項中別図93、篠原北 II (101020132) の項中別図132を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年6月19日（水）から同年7月3日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局東部建設事務所及び神戸市灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年7月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年9月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                       | 指 定 の 区 域             | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 北六甲 I<br>(101020001)      | 神戸市灘区六甲山町(別図1のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 六甲山(12) I<br>(101020013)  | 神戸市灘区六甲山町(別図2のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 南六甲 I<br>(101020014)      | 神戸市灘区六甲山町(別図3のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 土山(1)(1) I<br>(101020016) | 神戸市灘区土山町(別図4のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 篠原 I<br>(101020018)       | 神戸市灘区篠原(別図5のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 鶴甲(4)(1) I<br>(101020022) | 神戸市灘区鶴甲3丁目(別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 一王山(3) I<br>(101020028)   | 神戸市灘区一王山町(別図7のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 桜ヶ丘(1) I<br>(101020029)   | 神戸市灘区桜ヶ丘町(別図8のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 桜ヶ丘(2) I<br>(101020030)   | 神戸市灘区桜ヶ丘町(別図9のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 赤松(2) I<br>(101020032)    | 神戸市灘区赤松町1丁目(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |

|                            |                           |         |          |
|----------------------------|---------------------------|---------|----------|
| 赤松(3) I<br>(101020033)     | 神戸市灘区赤松町3丁目(別図11のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 六甲台(1)(1) I<br>(101020034) | 神戸市灘区赤松町1丁目(別図12のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 六甲台(3)(1) I<br>(101020036) | 神戸市灘区寺口町(別図13のとおり)        | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 六甲台(4)(1) I<br>(101020037) | 神戸市灘区六甲台町(別図14のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 六甲台(6) I<br>(101020039)    | 神戸市灘区六甲台町(別図15のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 篠原台(1) I<br>(101020044)    | 神戸市灘区篠原台(別図16のとおり)        | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 篠原台(3) I<br>(101020046)    | 神戸市灘区篠原台(別図17のとおり)        | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 篠原北(1) I<br>(101020050)    | 神戸市灘区篠原北町3丁目(別図18のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 篠原伯母野山Ⅲ<br>(101020052)     | 神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 長峰台(1) I<br>(101020053)    | 神戸市灘区長峰台1丁目(別図20のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 長峰台(2) I<br>(101020054)    | 神戸市灘区長峰台1丁目(別図21のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 箕岡(3) I<br>(101020059)     | 神戸市灘区箕岡通3丁目(別図22のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 箕岡(5) I<br>(101020061)     | 神戸市灘区箕岡通4丁目(別図23のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 箕岡(6) I<br>(101020062)     | 神戸市灘区箕岡通1丁目(別図24のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 丸山 I<br>(101020064)        | 神戸市灘区五毛(別図25のとおり)         | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 青ヶ谷(1) I<br>(101020068)    | 神戸市灘区原田(別図26のとおり)         | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 大石(2) I<br>(101020071)     | 神戸市灘区大石(別図27のとおり)         | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 原田 I<br>(101020073)        | 神戸市灘区原田(別図28のとおり)         | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 鶴甲(6)(2) I<br>(101020081)  | 神戸市灘区鶴甲3丁目(別図29のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |

|                         |                            |         |          |
|-------------------------|----------------------------|---------|----------|
| 一王山Ⅰ<br>(101020082)     | 神戸市灘区一王山町(別図30<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 長峰台Ⅰ<br>(101020090)     | 神戸市灘区長峰台2丁目(別<br>図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 六甲山(1)Ⅱ<br>(101020093)  | 神戸市灘区六甲山町(別図32<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 六甲山(4)Ⅱ<br>(101020096)  | 神戸市灘区六甲山町(別図33<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 六甲山(5)Ⅱ<br>(101020097)  | 神戸市灘区六甲山町(別図34<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 六甲山(9)Ⅱ<br>(101020101)  | 神戸市灘区六甲山町(別図35<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 六甲山(10)Ⅱ<br>(101020102) | 神戸市灘区六甲山町(別図36<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 六甲山(13)Ⅱ<br>(101020105) | 神戸市灘区六甲山町(別図37<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 六甲山(16)Ⅱ<br>(101020108) | 神戸市灘区六甲山町(別図38<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 六甲山(18)Ⅱ<br>(101020110) | 神戸市灘区六甲山町(別図39<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 北六甲(1)Ⅱ<br>(101020112)  | 神戸市灘区六甲山町(別図40<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 北六甲(2)Ⅱ<br>(101020113)  | 神戸市灘区六甲山町(別図41<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 南六甲(2)Ⅱ<br>(101020119)  | 神戸市灘区六甲山町(別図42<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 六甲台Ⅱ<br>(101020126)     | 神戸市灘区六甲台町(別図43<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 篠原(1)Ⅱ<br>(101020130)   | 神戸市灘区篠原(別図44のと<br>おり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 篠原(2)Ⅱ<br>(101020131)   | 神戸市灘区篠原(別図45のと<br>おり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 篠原北Ⅱ<br>(101020132)     | 神戸市灘区篠原北町4丁目<br>(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 原田Ⅱ<br>(101020134)      | 神戸市灘区原田(別図47のと<br>おり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 西ノ奥(1)Ⅱ<br>(101020135)  | 神戸市灘区岩屋(別図48のと<br>おり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 西ノ奥(2)Ⅱ<br>(101020136) | 神戸市灘区岩屋(別図49のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 西ノ奥(3)Ⅱ<br>(101020137) | 神戸市灘区岩屋(別図50のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 北畑(1)Ⅱ<br>(101020138)  | 神戸市灘区岩屋(別図51のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 北畑(2)Ⅱ<br>(101020139)  | 神戸市灘区岩屋(別図52のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 一王山(1)Ⅲ<br>(101020140) | 神戸市灘区一王山町(別図53<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 土山町<br>(101020142)     | 神戸市灘区土山町(別図54の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 日柳川(3)Ⅰ<br>(201020017) | 神戸市灘区篠原(別図55のと<br>おり)   | 土石流     | 別図55のとおり |
| 青谷右支溪Ⅱ<br>(201020029)  | 神戸市灘区岩屋(別図56のと<br>おり)   | 土石流     | 別図56のとおり |

(別図1から別図56までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年6月19日(水)から同年7月3日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局東部建設事務所及び神戸市灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年7月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年9月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) オアシスタウンキセラ川西

所在地 川西市火打一丁目(中央北地区特定土地区画整理事業6街区20-3画地ほか)

2 法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要

(1) 交通に係る事項



方面別来退店車両経路において、計画地までの誘導の案内標識を設置されたい。

(2) 廃棄物に係る事項

- ア 市は事業系のごみを収集しない。事業者の責任において適正に処理されたい。
- イ 廃棄物に係る法令等を遵守されたい。
- ウ ごみの減量、リサイクルの推進に配慮されたい。

(3) 騒音・振動の発生等に係る事項

室外機や車など営業にかかる騒音・振動に関して周辺の住宅に環境被害が生じないように注意されたい。  
また、周辺住民に対し、十分な説明を行われたい。

(4) 青少年健全育成に係る事項

室内外、中高生がたむろする可能性があるため(キセラせせらぎ公園周辺は、現に防犯上の課題もある)、  
警備員を定期的・定時的に巡回させる体制づくり、防犯カメラの設置など、中高生の問題行動における未  
然防止に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年6月11日から1週間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見  
の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ三田ウディタウン店  
所在地 三田市けやき台一丁目2番2

2 法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項

- ア 三田市の「事業系ごみの適正処理と減量化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に  
努められたい。
- イ 事業所の自主的な取組として資源物の店頭回収について積極的に推進されたい。

(2) 消防活動に係る事項

店舗南側の「荷さばき施設」周辺に設置されている地下式型の防火水槽40立方メートル級について、消  
防自動車容易に接近、取水でき、消防活動に支障が生じないように配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年6月11日から1週間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見  
の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルアイ福崎店



達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

県立工業技術センター総務課 担当 西川

電話 (078) 731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年6月12日(水)から同月26日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年7月11日(木)午後1時30分 県立工業技術センター 技術交流館1階共通会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月10日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和元年6月26日(水)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書(本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類(様式は任意)

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月9日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年7月20日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hitoshi Uchida, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gas chromatograph mass spectrometer

(3) Delivery period: September 30, 2019

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 26, 2019

(6) Deadline for tender:

13:30 July 11, 2019 by direct delivery

17:00 July 10, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology,

3-1-12 Yukihira-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

### 選挙管理委員会告示

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年6月11日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

須磨裕厚病院

同 市須磨区大手字大谷3-1

」

を  
「

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 医療法人社団 良清会 須磨裕厚病院介護医療院 | 同 市須磨区大手字大谷3-1 |
|------------------------|----------------|

に改め、同表西宮市の項中

「

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 医療法人 敬愛会 西宮敬愛会病院 | 同 市深津町7-5 |
|------------------|-----------|

を  
「

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 医療法人 敬愛会 西宮敬愛会病院   | 同 市深津町7-5     |
| 医療法人 芳恵会 三好病院介護医療院 | 同 市甲子園口北町24-9 |

に改め、同表佐用町の項中

「

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 医療法人社団 一葉会 共立記念病院 | 同 町佐用1132-25 |
|-------------------|--------------|

を  
「

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 医療法人社団 一葉会 きねん介護医療院 | 同 町佐用1132-25 |
|---------------------|--------------|

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
  - (2) 実施期日
    - ア 新規取得講習  
令和元年7月18日（木）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
    - イ 追加取得講習  
令和元年7月23日（火）から同月25日（木）までの3日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和元年7月25日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100

分、追加取得講習は14間35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和元年6月18日(火)から同月27日(木)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

#### 8 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

#### 9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

#### 10 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

#### 11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

#### 12 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

### 警察本部公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年6月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

#### 1 調達内容

(1) 件名

OA用端末装置等5646式賃貸借

(2) 契約期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見  
電話 (078) 341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和元年6月11日(火)から同月25日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和元年7月19日(金)午前10時 兵庫県警察本部6階603会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月18日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月18日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和元年6月25日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されてい





兵庫県警察本部長 加藤 晃 久

## 1 調達内容

## (1) 件名

運転免許用電子計算機システム機器等賃貸借

## (2) 契約期間

令和2年1月1日(水)から令和6年12月31日(火)まで

## (3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

## (4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 水野

電話 (078) 341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年6月11日(火)から同月25日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年7月19日(金)午前10時15分 兵庫県警察本部6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月18日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月18日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

## 免除

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和元年6月25日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年7月26日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

## (2) Nature and quantity of the products to be contracted:

(Lease for) Computer System Equipment for Driver's License.

## (3) Lease period:

From January 1, 2020 through December 31, 2024

## (4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 25, 2019

## (6) Deadline for tender:

17:00 July 18, 2019 by mail

10:15 July 19, 2019 by direct delivery

## (7) Person to contact concerning the notice:

Ayako Mizuno, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2253



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年6月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

#### 1 調達内容

(1) 件名

運転者管理システム端末装置及びシステムネットワーク機器等賃貸借

(2) 契約期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 水野

電話 (078) 341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年6月11日（火）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年7月19日（金）午前10時30分 兵庫県警察本部6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月18日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月18日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

免除

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和元年6月25日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年7月26日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

## (2) Nature and quantity of the products to be contracted:

(Lease for) Terminal Devices of Driver Control System and System Network Equipments, etc.

## (3) Lease period:



午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年7月19日（金）午前10時45分 兵庫県警察本部 6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月18日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月18日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和元年6月25日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年7月26日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

(Lease for) Terminal Devices of Driver Control System at Tajima Driver's License Center, etc.

(3) Lease period:

From January 1, 2020 through December 31, 2024

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 25, 2019

(6) Deadline for tender:

17:00 July 18, 2019 by mail

10:45 July 19, 2019 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ayako Mizuno, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

1 落札に係る物品等又は役務の名称

サイバー犯罪捜査用資機材賃貸借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和元年5月28日

4 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区東町126番地

5 落札金額

1,382,184円(月額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成31年4月23日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

1 落札に係る物品等又は役務の名称

交通規制総合管理システム賃貸借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地



兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額  
2,559,384円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成31年4月23日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和元年6月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
X線マイクロアナライザー付走査電子顕微鏡賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
- 5 落札金額  
849,960円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成31年4月23日

**正 誤**

○平成29年12月15日付け(兵庫県公報第2961号)  
兵庫県告示第1055号(土地改良区役員の就任の届出)中

| (ページ) | (行)  | (誤)     | (正)     |
|-------|------|---------|---------|
| 2     | 上から8 | 桑 島 光 明 | 桑 嶋 光 明 |



○平成30年8月7日付け(兵庫県公報第3026号)  
兵庫県告示第719号(土地改良区役員の退任及び就任の届出)中

| (ページ) | (行)   | (誤)     | (正)     |
|-------|-------|---------|---------|
| 3     | 下から12 | 桑 島 光 明 | 桑 嶋 光 明 |
| 4     | 上から10 | 桑 島 光 明 | 桑 嶋 光 明 |